

**広告募集案内【企画提案募集】**  
**(施設広告掲出仕様書)**

磯子区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

| 名 称              | 磯子区広告付き庁舎内フロア案内図の設置  |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
|------------------|--|--|--|----|---------|------------|------------------|------------|----------|------------|---------|-------------|---------|-------------|
| 内 容              | <p>磯子区総合庁舎 1 階に、庁舎内フロア案内図のほか、デジタルサイネージ、庁舎案内サインを、広告事業を活用して設置していただく事業です。</p> <p>設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。また、事業の実施に係る費用（筐体制作、案内等の製作、設置、管理、撤去、広告主の募集、電気料金等）について、全てご負担いただきます。</p> <p>屋外広告物には該当しません。</p>  |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 施設所在地（場所）        | 横浜市磯子区磯子 3-5-1   |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 施設の利用者数・利用者層     | <p>磯子区には人口が約 16 万 6 千人（令和 2 年 9 月の推計人口）おり、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。</p> <p>また、磯子区総合庁舎には、<u>公会堂及び図書館が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。</u></p> <p>&lt;R1 年度区役所の税証明発行件数等&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明発行件数</td> <td style="text-align: center;">約 26,000 件</td> </tr> <tr> <td>国民年金・国民健康保険等受付件数</td> <td style="text-align: center;">約 64,000 件</td> </tr> <tr> <td>戸籍主な届出件数</td> <td style="text-align: center;">約 33,000 件</td> </tr> <tr> <td>公会堂利用者数</td> <td style="text-align: center;">約 110,000 人</td> </tr> <tr> <td>図書館利用者数</td> <td style="text-align: center;">約 365,000 人</td> </tr> </tbody> </table>   |  |  | 件数 | 税証明発行件数 | 約 26,000 件 | 国民年金・国民健康保険等受付件数 | 約 64,000 件 | 戸籍主な届出件数 | 約 33,000 件 | 公会堂利用者数 | 約 110,000 人 | 図書館利用者数 | 約 365,000 人 |
|                  | 件数   |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 税証明発行件数          | 約 26,000 件   |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 国民年金・国民健康保険等受付件数 | 約 64,000 件   |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 戸籍主な届出件数         | 約 33,000 件   |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 公会堂利用者数          | 約 110,000 人  |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 図書館利用者数          | 約 365,000 人  |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |
| 筐体設置場所・掲出内容      | <p>筐体の設置場所はエントランスホール 2 箇所、エレベーターホール 1 個所の全 3 箇所とし、<u>掲出情報は、①庁舎内フロア案内図、②市 PR 動画、③区役所行事案内、④広告</u>とします。必ずしも 1 つの筐体に①～④すべてを収める必要はありませんが、④広告のみが掲出される設置場所がないようにしてください。</p> <p>庁舎 1 階エントランスホール（産業道路側）の筐体では、3 階以上のフロアに行く来庁者に向けた、<u>「エレベーターホールへの案内表示」（常設のアナログサインを希望）</u>を掲出してください。</p> <p><b>【筐体設置場所等】</b></p> <p><b>磯子区総合庁舎 1 階 エントランスホール （2 箇所）</b></p> <p>&lt;掲出内容&gt;</p> <p><b>①庁舎内フロア案内図、③区役所行事案内</b>（当日の会議案内を表示します）</p> <p>&lt;筐体サイズ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業道路側：エスカレーター付近の柱に沿う形でモニターを 2 面設置。             <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）縦 2,300mm 程度×横 2,000mm 程度×奥行 700mm 以内</li> <li>（2）縦 2,300mm 程度×横 1,000mm 程度×奥行 700mm 以内</li> </ul> </li> <li>・16 号線側             <ul style="list-style-type: none"> <li>縦 2,300mm 程度×横 3,000mm 程度×奥行 700mm 以内</li> </ul> </li> </ul> <p><b>庁舎 1 階奥 エレベーターホール （1 箇所）</b></p> <p>&lt;掲出内容&gt;</p> <p><b>②市 PR 動画</b></p> <p>&lt;筐体サイズ&gt;</p> <p>縦 2,000mm 程度×横 1,000mm 程度×奥行 500mm 以内</p> |  |  |    |         |            |                  |            |          |            |         |             |         |             |

|            |   |
|------------|---|
| 広告掲出可能スペース | 上記、庁舎1階エントランスホール及びエレベーターホールに設置する筐体とセットで、広告を掲出することが可能です。広告の掲出面積については、1つの設置場所につき、画面全体面積の概ね1/4以内としてください。 |
| 広告掲出期間     | 令和3年10月1日～令和8年9月30日<br>※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。<br>(下記「広告掲出にあたっての留意点」参照)【使用許可が必要な場合】                |

#### ■ 申込み、選定のスケジュール

|        |  |
|--------|--|
| 申込期間   | 令和3年5月10日(月)～令和3年5月24日(月)  |
| 提案内容評価 | 令和3年5月下旬<br>提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。<br>日時等の詳細については、後日お知らせします。 |
| 選定結果通知 | 令和3年6月上旬   |

#### ■ 申込手続

|           |   |
|-----------|---|
| 申込条件      | 申込みは広告代理店に限らせていただきます。   |
| 申込方法      | 令和3年5月24日(月)午後3時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。   |
| 広告企画書記載事項 | (1) 市にお支払いいただく広告料(年額)<br>(2) 掲出期間における収支計画<br>(3) ①庁舎内フロア案内図、②市PR動画、③区役所行事案内、④広告の設置イメージ図及び各表示面積割合<br>(4) 庁舎内フロア案内図の表示方法<br>(5) 全体寸法・設置面積、材質、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮<br>(6) 操作方法<br>(7) メンテナンス体制<br>(8) 緊急時対応<br>(9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績(過去5年間の実績)<br>(10) その他(行政サービスの向上につながるご提案等がありましたら記載してください。) |

#### ■ 選定手続

|           |   |
|-----------|---|
| 評価項目・評価基準 | (1) 市にお支払いいただく広告料(年額)<br>市にとって十分な財源確保効果があるか。<br>(2) 掲出期間における収支計画<br>掲出期間における収支計画が妥当であるか。<br>(3) ①庁舎内フロア案内図、②市PR動画、③区役所行事案内、④広告の設置イメージ図及び各表示面積割合<br>それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。<br>また、レイアウトを含めた全体の設置イメージは適切か。<br>(4) 庁舎内フロア案内図の表示方法<br>利用者にとってわかりやすい案内表示がされているか。産業道路側に設置する筐体については、3階以上のフロアに行く来庁者に対するエレベーターホールへの案内表示が適切にされているか。<br>(5) 全体寸法・設置面積、材質、施工方法、環境・バリアフリーへの配慮<br>掲出期間中、破損や倒壊のおそれがない構造となっており、電源投入方法・盗難防止策等で安全性が担保されているか。また、省電力など環境への配 |
|-----------|---|

|      |   |
|------|---|
|      | <p>慮がなされているか。色覚障害者向けの配色、デザインとなっているか。</p> <p>(6) 操作方法<br/>区役所行事案内、市 PR 動画等の表示用コンテンツの作成・更新作業について、十分なサポート体制が整っており、市職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。</p> <p>(7) メンテナンス体制<br/>表示内容の更新方法、作業内容、頻度等が妥当であるか。<br/>庁舎のレイアウト変更や、組織変更に伴う課名等の変更への対応を円滑に行うことができるか。</p> <p>(8) 緊急時対応<br/>万が一、設置物の不具合、破損、倒壊またはその恐れがある場合に、適切な対応により安全性を担保できるか。</p> <p>(9) 他自治体における類似広告媒体の設置実績（過去 5 年間の実績）</p> <p>(10) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）</p> |
| 評価方法 | <p>○磯子区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が 1 者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、磯子区広告事業選考会の会長が決定します。</p>   |

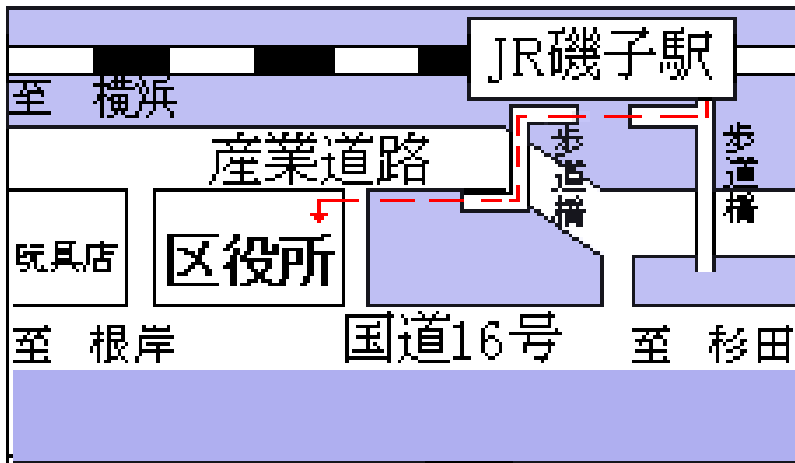
#### ■ 広告掲出にあたっての留意点

|         |   |
|---------|---|
| 広告の条件   | <p>○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。</p> <p>○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、その他の広告関連規程を遵守してください。</p>  |
| 広告の制作等  | <p>○掲出の日から起算して 10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p> |
| 財産の使用許可 | <p>○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。（参考：月額 3,100 円/m<sup>2</sup>（最大幅×最大奥行）×消費税、令和 3 年 3 月現在）</p> <p>○設置期間中の電気料金については、年 1 回の精算払いとします（実費相当分）。</p>   |
| その他     | <p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>   |

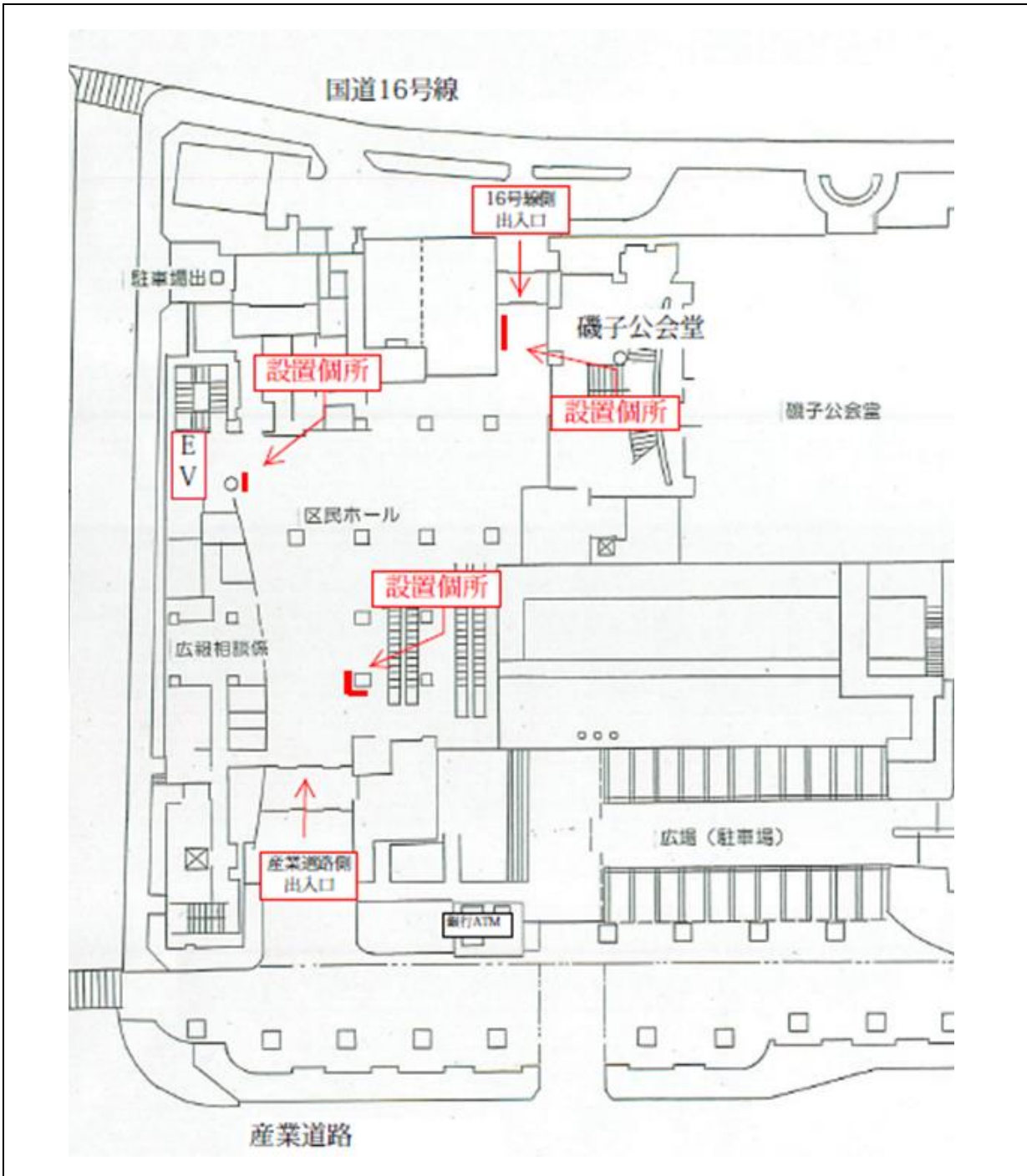
#### ■ 申込み・お問合わせ先

|         |   |
|---------|---|
| 担当課名    | 横浜市磯子区総務課   |
| 所在地     | 横浜市磯子区磯子 3-5-1  |
| TEL/FAX | TEL 045-750-2314 /FAX 045-750-2530  |
| Eメール    | e-mail <a href="mailto:is-yosan@city.yokohama.jp">is-yosan@city.yokohama.jp</a> |

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真





エレベーターホール



※上記に示した設置箇所は一例ですので、来庁者の安全に配慮することを前提として、設置箇所については協議のうえ決定することとします。

広告企画書（印刷物・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
| 申込者                                    | 所在地  | 〒 -   |   |  |
|  | ふりがな<br>名称   |   |   |  |
|  | 代表者職名・氏名   |   |   |  |
|  | 担当者  | 部署名   |   |  |
|  |  | ふりがな<br>氏名  |   |  |
|  | 連絡先  | TEL/FAX   |   |  |
|  |  | Eメール  |   |  |
| 業種・事業内容                                |  |   |   |  |
| ホームページ URL                             |  |   |   |  |
| ※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。 |  |   |   |  |
| 広告主                                    | 所在地  | 〒 -   |   |  |
|  | ふりがな<br>名称   |   |   |  |
|  | 代表者職名・氏名   |   |   |  |
|  | 業種・事業内容  |   |   |  |
|  | ホームページ URL   |   |   |  |
| 申込内容                                   | 募集対象事業名称   | 磯子区広告付き庁舎内フロア案内図の設置                               |   |  |
|  | 企画詳細   | 別紙企画書添付（様式は自由）<br>※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。 |   |  |
|  | 個人情報の収集  | 有・無   | ⇒有の場合（該当するものにチェックしてください）<br>□名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢<br>□性別 □その他（ ）<br>●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ）<br>●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ） |  |
| 誓約事項                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul> |   |   |  |

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）